

国の方針及び「川越市こども計画策定に向けた調査」を踏まえた 次期計画へ新たに掲載する事業等の考え方

※()内は、調査報告書の頁数

■こどもの意見表明の機会の確保とこどもの権利を尊重する社会づくり■

課題

こども・若者が権利の主体であることが社会全体で共有され、こども・若者の視点を尊重し、意見を表明する機会が確保される必要がある。

- ・第2期川越市子ども・子育て支援事業計画では、こども・若者の権利に関する啓発活動や、こども・若者の意見表明の機会を確保する具体的な取組については明記していない。
- ・本市としても「こどもまんなか社会」を実現していくため、重要課題として取り組んでいく必要がある。

国の方針

- ・こども大綱では、こども・若者が権利の主体であることを広く社会に周知する。
- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。こども・若者が意見を表明しやすい環境作りを行う。

新たに掲載する事業等：【基本目標1 施策目標（1）】

- こどもから意見を受け付ける体制の整備（こども向けホームページの運営）
- こども等への定期的な意見聴取
- こどもの人権に関する啓発活動
- 人権教育推進事業
- 川越市人権教育実践報告会
- 人権作品を通じた人権意識の高揚

■こどもの体験活動等への参画支援■

課題

保護者の所得など家庭の状況がこどもの体験の機会に影響を与えるなど、格差の問題が指摘されている。

- ・第2期川越市子ども・子育て支援事業計画では、学齢期以降のこどもの体験活動があまり充実していない。
- ・こどもの体験活動は、こどもの成長にとっても大切であるとともに、こども自身が家族や地域の人たち等との繋がりを感じることができる機会となる。
- ・「博物館・科学館・美術館などに行く」について、「ない(金銭的な理由で)」と回答した割合は、小学5年生の困窮層で23.7%、周辺層で6.3%、一般層で0.5%、中学2年生の困窮層で31.0%、周辺層で6.0%、一般層で0.2%、16～17歳の困窮層で29.6%、周辺層で9.1%、一般層で0.0%となっている。

国の方針

- ・こども大綱では、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・遊びができるよう、機会や場を意図的・計画的に創出する。地域や成育環境によって、体験活動の機会に格差が生じないように配慮する。

新たに掲載する事業等：【基本目標1 施策目標(2)】

- 子どもの文化芸術体験事業
- スポーツ教室
- ジュニアスキー教室
- 広島・長崎平和式典派遣事業
- こども体験教室
- ジュニアアートスクエア
- 青少年交流事業（少年の翼）

■こども・若者の居場所づくり■

課題

全てのこどもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要がある。

- ・「自分の家」がほっとできる居場所かどうかについて、「そう思う」以外を回答した割合は、小学5年生 20%程度、中学2年生で 30%程度、16～17歳で 30%程度となっている。
- ・「孤独を感じることはない」とは思わない・あまり思わないと回答したこどもが、30～40%程度いる。(P311)

国の方針

- ・こども大綱では、学童期・思春期の重要事項として、居場所づくりが挙げられており、全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であるとしている。



新たに掲載する事業等：【基本目標5 施策目標（2）】

➤ 子どもの居場所づくりの推進

すくすくかわごえにおける子どもの居場所事業、
各地域におけるこどもの居場所事業、プレーパーク事業
川越市子どもの居場所づくり推進事業補助金

■こども・若者の可能性を支える取組の推進■

課題

家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、支援していく必要がある。

- ・当該支援を行うことで、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障することにも繋がる。
- ・中学２年生の将来の進学希望について、「短期大学・大学」と回答した割合は、困窮層で 16.3%、周辺層で 40.2%、一般層で 56.7%となっている。
- ・16～17 歳に今後の進学希望について複数回答で聞いたところ、「大学」と回答した割合は、困窮層で 59.1%、周辺層で 63.6%、一般層で 78.9%となっている。

国の方針

- ・こども大綱では、若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施しているとしている。
- ・こども未来戦略において、「授業料等減免及び給付型奨学金について低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図る」、「ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する伴走的な学習支援を拡充し、新たに受験料等を支援することで進学に向けたチャレンジを後押しする」と明記されている。

新たに掲載する事業等：【基本目標 6 施策目標（１）】

- 川越市ひとり親家庭、低所得子育て世帯等大学等受験料・模擬試験受験料支援事業
- 川越市育英資金貸付制度
- 川越市大学奨学金支給制度

■こども・若者が安全・安心の下で、自分らしく成長できる体制の整備■

(ひきこもり等のこども・若者や家庭が抱える困難や課題への支援)

課題

様々な要因により、現在、ひきこもりの可能性のあるこども・若者が一定数いることがわかった。こども・若者本人への支援に加え、保護者への支援も必要である。

- ・外出頻度が少なくなっている期間について、「6 か月以上」と回答した割合は、小学5年生で 59.6%、中学2年生で 73.9%、16～17 歳で 66.6%、18～39 歳で 65.9% である。(P286, P444)
- ・外出頻度が少なくなった理由で、「いじめられた」と回答した小学5年生は 5.5%、中学2年生は 3.1%、16～17 歳は 4.2%いる。また、「学校（や職場）にうまくなじめなかったこと」は、小学5年生で 3.7%、中学2年生で 20.0%、16～17 歳で 25%であった。(P287-289)
- ・自分自身の考えについて、18～39 歳で「生きるのが苦しいと覚えることがある」に対して、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は、43.4%である。(P439)

国の方針

こども大綱に、いじめ、不登校、ひきこもり、自殺の問題について以下の通り方針が示されている。

- ・いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組むとしている。
- ・不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、どのこどもにも起こり得るものとして、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう支援体制を強化することを求めている。
- ・ニートやひきこもりの状態にあたり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談支援体制の充実や、支援情報の周知が必要だとしている。
- ・小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進する。

新たに掲載する事業等：【基本目標6 施策目標（2）】

- 教育相談事業
- いじめ相談事業
- ひきこもりに関する相談
- ひきこもり公開講座

■こどもを虐待から守る取組及びこども・若者が社会生活を円滑に営むための支援の推進■

(ヤングケアラーへの支援)

課題

ヤングケアラーの可能性あるこどもが一定数いることがわかった。更なる実態を把握するとともに、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要がある。

- ・ 家族のことで困っていることや、嫌なこととして、「家族の世が大変だ」と回答したこどもが一定数いる。小学5年生では、2.1%が回答している。(P249)
- ・ 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）を毎日2時間以上行っていると回答した16～17歳のこどもは2.0%、中学2年生は2.8%おり、家族の看病や世話を毎日2時間以上行っていると回答した小学5年生、中学2年生はそれぞれ1.4%いる。
(P283-284)
- ・ 中学2年生で、部活動に参加しない理由として「家の事情（家族の世話、家事など）があるから」と回答した人が3.1%いる。(P277)

国の方針

- ・ こども大綱では、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、顕在化しづらいことから、関係機関と連携し、早期発見し、必要な支援につなげていくとしている。

新たに掲載する事業等：【基本目標6 施策目標（3）】

- ヤングケアラーへの支援体制の充実
- ヤングケアラーに係る啓発活動

■障害児・医療的ケア児の施策の充実と支援体制整備■

（医療的ケア児への支援）

課題

医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう体制を整備する必要がある。

- ・第2期川越市子ども・子育て支援事業計画では、医療的ケア児への支援については明記していない。
- ・「誰一人取り残さない」という考えから、医療的ケア児についても次期子ども計画に明記し、取り組んでいくべきである。

国の方針（「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」から一部抜粋）

- ・子ども大綱では、医療的ケア児など、専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する必要があるとしている。
- ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の基本理念は、医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならないとし、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に支援に係る施策を実施する責務を有するとしている。



新たに掲載する事業等：【基本目標6 施策目標（4）】

- ・医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置
- ・医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施
- ・児童発達支援センター（児童発達支援事業）
- ・児童発達支援センター（相談支援事業）